



まめまめ情報

令和4年
春号

●発行● 令和4年4月1日 横手市健康推進課

令和4年度の各種健(検)診が始まります。
ご自身の健康管理のため定期的に健(検)診を受けるようにしましょう!



令和4年度 無料がん検診 対象者のお知らせ

令和4年度は次の方が無料となります。がんにかかりやすい年齢を無料としていますので、この機会を利用してがん検診を受け、早期発見につなげましょう。
※表示されている対象年齢は「令和4年4月2日～令和5年4月1日に誕生日を迎える年齢」となります

検診の種類	対象年齢
大腸がん検診 (男女)	50歳～54歳：S43.4.2～S48.4.1生まれ
胃がん検診 (男女)	50歳：S47.4.2～S48.4.1生まれ 52歳：S45.4.2～S46.4.1生まれ 54歳：S43.4.2～S44.4.1生まれ 56歳：S41.4.2～S42.4.1生まれ 58歳：S39.4.2～S40.4.1生まれ
肺がん検診 (男女)	60歳以上：S38.4.1以前生まれ
乳がん検診 (女)	41歳：S56.4.2～S57.4.1生まれ (41歳は無料クーポン券が配布されます) 40歳：S57.4.2～S58.4.1生まれ 42歳：S55.4.2～S56.4.1生まれ 44歳：S53.4.2～S54.4.1生まれ
子宮頸がん検診 (女) ※セットで行う婦人科超音波検診は有料となります	21歳：H13.4.2～H14.4.1生まれ (21歳は無料クーポン券が配布されます) 30歳～34歳：S63.4.2～H5.4.1生まれ

検診を受診するためには、事前に送られる受診券が必要です。受診券は1月中旬に全世帯へ送付した「令和4年度 横手市健(検)診調査票」に「市の健(検)診を希望する」と記入し、提出していただいた方に送付します。まだ提出していない方は、速やかに提出するか、最寄りの市民サービス課(横手地域は健康推進課)へお問い合わせください。

令和4年度

横手市がん患者医療用補正具購入費助成金のお知らせ

がん治療に伴い医療用補正具を使用する方ががん治療と就労や社会参画の両立、購入に伴う経済的負担の軽減を図るために購入費用の一部を助成しています。過去に横手市の助成を受けている方は対象外です。

- 助成対象者…… ○申請日時時点で、横手市内に住所を有する方
○他の自治体における同種の助成等を受けていない方
- 助成内容…… ○頭髪補正具(全頭用に限る)及び乳房補正具の購入費(ただし、1人あたりそれぞれ1個まで)
○助成額は、頭髪補正具は30,000円、乳房補正具は20,000円が限度となります
- 申請方法…… 健康推進課または各地域市民サービス課へお問い合わせください。(問い合わせ先は裏面にあります)

65歳以上(S33.4.1以前生まれ)の方へ

年に1回
必ず

結核検診

(胸部エックス線検査)

を受けましょう。



結核は過去の病気ではありません。

今もなお、国内最大級の感染症であり、結核患者の75%が高齢者です。

感染症法では、高齢者における結核の発病を早期に発見するために、65歳以上の方に結核検診を受けることを義務付けています。横手市では、胸部検診(肺がん検診・結核検診)として、胸部エックス線検査を実施していますので、受診をお勧めします。

また、医療機関で胸部エックス線検査を実施する方へは「胸部レントゲン検査(結核検診)実施連絡票」を送付します。対象となる方へは5月以降に送付しますので、かかりつけ医(担当医)を受診する際にお持ちください。

風しん抗体検査・ 予防接種無料クーポン券の 期限を延長しました。



風しん抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性はクーポン券を使用して抗体検査・予防接種を無料で受けられます。

対象の皆さんへは個別にお知らせを送付しました。

横手市より発行した抗体検査・予防接種のクーポン券について、記載の有効期限に関わらず、令和4年4月以降も当面の間ご使用いただけます。

なお、発行時期により記載の有効期限は異なる場合があります。

※対象の方へのクーポン券の送付は令和2年度で完了しております。紛失された場合は再発行も承りますので、健康推進課または各市民サービス課にお問い合わせください。

● 健康づくりに関することを気軽にお問い合わせください ●

- 健康推進課(横手保健センター) ☎ 33-9600
- (平鹿地域) 平鹿市民サービス課 ☎ 24-1114
- (増田地域) 増田市民サービス課 ☎ 45-5514
- (大森地域) 高齢者等保健福祉センター ☎ 26-4030
- (雄物川地域) 雄物川市民サービス課 ☎ 22-2157
- (山内地域) 山内市民サービス課 ☎ 53-2933
- (十文字地域) 十文字市民サービス課 ☎ 42-5114
- (大雄地域) 大雄市民サービス課 ☎ 52-3905